

注記(一般会計等)

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得価額

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産……………取得価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①市場価格のない有価証券等

取得原価により計上しています。ただし、実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①個別法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6 年～50 年

工作物 3 年～60 年

物品 4 年～20 年

②無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

(ソフトウェアについては、当町における見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっています。)

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権については、過去 3 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

期末自己都合要支給額から、職員退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に組合における積立金額の運用益のうち当町へ按分される額を加算した額を控除した額を退職手当引当金として計上しています。

③賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手元現金及び要求払預金)及び現金同等物(越生町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、原則、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上していません。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

③消費税等の会計処理

税込形式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし。

3 重要な後発事象

該当なし。

4 偶発債務

該当なし。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、越生町、毛呂山町外 4 組合公平委員会特別会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 表示単位未満の金額は四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次の通りです。

実質赤字比率 — %

連結実質赤字比率 — %

実質公債費比率 4.1 %

将来負担比率 20.4 %

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 - 千円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 239,560 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 基金借入金(繰替運用)

該当なし。

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 3,710,811 千円

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 3,121,534 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 3,126,096 千円

将来負担額 5,859,266 千円

充当可能基金額 1,574,874 千円

特定財源見込額 0 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 3,710,811 千円

④ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当なし。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 △104,666 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	6,210,304 千円	5,893,912 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	168 千円	173 千円
繰越金に伴う差額	△314,855 千円	0 千円
資金収支計算書	5,895,616 千円	5,894,085 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(越生町、毛呂山町外 4 組合公平委員会特別会計)の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	319,494 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	165,481 千円
未収債権、未払い債務等の増加(減少)	△37,991 千円
減価償却費	△304,557 千円
賞与等引当金繰入額	△66,075 千円
退職手当引当金繰入額	△113,765 千円
徴収不能引当金繰入額	△104 千円
資産除売却損	0 千円
資産除売却益	150 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△ 38,615 千円

※千円未満を四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。